

# 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児を対象に補聴器の購入費用の一部を助成します！

久喜市では、身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、言語及び健全な発達を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成しています。



## 対象者は誰ですか？

以下の条件をすべて満たす方になります

- ◆久喜市内に住所を有する18歳未満の方
- ◆両耳の聴力レベルが25デシベル以上で、かつ身体障害者手帳の交付の対象とならない方
- ◆補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する方
- ◆市民税所得割額が46万円以上の世帯員がいない世帯に属している方
- ◆労働者災害補償保険法やその他の法令に基づく補聴器購入費助成の対象とならない方

## 対象の補聴器は決まっていますか？

決まっています。別表をご確認ください。  
また、修理・イヤーマールドの交換費用は対象外となります。



## どのくらい助成してもらえますか？

新規購入及び耐用年数経過後の再購入費用の3分の2の額を助成します。  
ただし、基準価格（裏面別表）の100分の104.8の額に3分の2を乗じた額（1,000円未満は切り捨て）が上限額となります。

## 申請や相談はどこで行っていますか？

申請には身体障害者福祉法第15条に規定する医師の意見書が必要となります。

詳しくは、お住まいの地区の下記担当までお問い合わせください。

障がい者福祉課 自立支援係	TEL 0480-22-1111（内線 3250）	FAX 0480-23-0699
菖蒲総合支所 菖蒲社会福祉係	TEL 0480-85-1111（内線 141）	FAX 0480-85-6840
栗橋総合支所 栗橋社会福祉係	TEL 0480-53-1111（内線 248）	FAX 0480-52-6027
鷺宮総合支所 鷺宮社会福祉係	TEL 0480-58-1111（内線 163）	FAX 0480-58-7019

<別表>

補聴器の種類	基準価格	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200	1. 補聴器本体（電池を含む） 2. イヤーモールド （注）イヤーモールドを必要としない場合は、基準価格から9,000円を除く。	5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900		
高度難聴用ポケット型	43,200		
高度難聴用耳かけ型	52,900		
重度難聴用ポケット型	64,800		
重度難聴用耳かけ型	76,300		
耳あな型（レディメイド）	96,000		
耳あな型（オーダーメイド）	137,000	1. 補聴器本体	5年
骨導式ポケット型	70,100	1. 補聴器本体（電池を含む） 2. 骨導レシーバー 3. ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200	1. 補聴器本体（電池を含む） 2. 平面レンズ （注）平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,600円を除く。	
FM型補聴器（デジタル無線方式のものを含む。）を必要とする場合は、基準価格の範囲内で必要な額を加算することができる。		1. 受信機 80,000円 2. ワイヤレスマイク（充電電池を含む） 98,000円 3. オーディオシュー 5,000円 （注） ワイヤレスマイクは1台のみ	

~~~~~

【参考】

身体障害者手帳をお持ちの方は補装具費として補聴器の購入費用の助成を受けることができます

| 身体障害者障害程度等級表（聴覚障害） |                                                                                                    |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2級                 | 両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）                                                                   |
| 3級                 | 両耳の聴力レベルがそれぞれ90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）                                                    |
| 4級                 | 1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの）<br>2. 両耳による普通話声の最良の音明瞭度が50パーセント以下のもの                |
| 6級                 | 1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40cm以上の距離で発生された会話を理解し得ないもの）<br>2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの |